

建築基準法（昭和25年法律201号）第42条第2項の規定により、道路の位置として次のとおり指定しました。

鹿児島県知事 塩田康一

指定番号	指定の年月日	指定道路		
		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
建第2-10号	令和7年 3月10日	肝属郡肝付町富山字街道添1897の一部、1898の一部、1899の一部、1903-3+1916-1の一部、1906の一部、1907の一部、1907-1の一部、1915の一部、1916-4の一部、1916-6の一部、1917-1の一部、1917-3の一部、1918-5の一部、1919の一部、1920の一部、1926-1の一部、1927の一部、1930の一部、1931-1の一部、1931-2の一部、1935-2の一部、1936の一部、1937-1の一部、1937-2の一部、1941の一部、1950-1の一部、1950-2の一部、1951-2の一部、1952-2の一部、1941地先里道の一部、1897の先、1898の先、1899の先、1903-3+1916-1の先、1906の先、1907の先、1907-1の先、1915の先、1916-4の先、1916-6の先、1917-1の先、1917-3の先、1918-5の先、1919の先、1920の先、1926-1の先、1927の先、1930の先、1931-1の先、1931-2の先、1935-2の先、1936の先、1937-1の先、1937-2の先、1941の先、1950-1の先、1950-2の先、1951-2の先、1952-2の先及び1941地先里道の先	347.84	4.00